

市内の事業者のみなさまへの支援策

～新型コロナウイルス感染症拡大に関して市内事業者のみなさまへの支援策をご紹介します～

地域事業者感染症対策支援事業（雲南市中小企業支援事業補助金）

（事業対象期間：令和2年4月7日～12月31日）

補助対象	①感染防止対策事業 ②新事業・新サービス導入事業 ③雇用者の教育訓練等の経費
補助要件	令和2年のひと月の売上が前年同月比20%以上減少している事業者
対象業種 （複数業種の場合も対象）	製造業、飲食サービス業、生活関連サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、娯楽業、宿泊業、卸売業、小売業、運輸業、その他教育・学習支援業 （政治・経済・文化・宗教団体等一部を除く）
補助金額	補助率 4 / 5 1社上限 20万円 （下限1万円）

緊急事態宣言消費活動減退対策支援事業

（雲南市中小企業支援事業補助金）

補助内容	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言、外出自粛要請の発令による消費活動の減退の影響を特に受けながら事業継続、雇用継続している事業者を支援。
補助要件	令和2年のひと月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少している事業者（国の持続化給付金の給付要件に該当しない事業者）
対象業種	飲食サービス業、生活関連サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、娯楽業、宿泊業、卸売業、小売業、運輸業、その他教育・学習支援業 （政治・経済・文化・宗教団体等一部を除く）
補助金額	1社 個人事業者 20万円 法人事業者 40万円 （※個人事業者で、従業員の厚生年金・健康保険に加入している場合 40万円 ）
補助率	10 / 10

地域事業者感染症対策支援事業

～こんな事業が対象です～

①感染防止対策事業：

仕切り用アクリル板の購入や設置、マスク等の衛生用品、除菌生成装置購入換気扇設置、トイレ手洗い場の蛇口自動化改修、店内消毒委託費、レジカウンターへの透明ビニールカーテン設置、空気清浄機購入、店舗入口の自動ドア改修、など

※衛生用品とは、主にマスク、消毒液、ウエットティッシュ、除菌スプレー、ゴム手袋等

②新事業・新サービス導入事業：

新たにテイクアウト・デリバリーを実施するためのチラシ、包装容器対面販売していた店舗が、インターネット販売や券売機等の無人システム等でお客様と対面しないサービス提供や予約受付システム構築、キャッシュレス対応 など

③雇用者の教育訓練等の経費：

雇用を継続し、雇用調整助成金の加算の対象となる教育訓練を実施するためのTV会議システムやeラーニング等の導入経費、講師謝金、受講料 など

■各事業の申請受付期間（予算がなくなり次第受付終了）

地域事業者感染症対策支援事業

令和2年10月31日まで

緊急事態宣言消費活動減退対策支援事業

令和3年1月15日まで

事前相談・お申込みについては事前に下記の相談窓口までお電話ください。

■相談窓口

- ・雲南市役所 商工振興課[3階] TEL 0854-40-1052
- ・雲南市商工会 TEL 0854-45-2405
- ・雲南市役所 観光振興課[4階] TEL 0854-40-1054

本件に関するお問い合わせ先：雲南市 商工振興課 TEL0854-40-1052
〒699-1392 雲南市木次町里方521-1 3階